

助成事業に関連する中期目標・中期計画等の記載

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）（平成 31 年 3 月 1 日文部科学大臣指示（一部変更）令和 5 年 2 月 28 日）（抄）

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

また、令和 4 年（2022 年）12 月 2 日、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律」が成立（令和 5 年（2023 年）2 月 20 日施行）し、機構の目的として、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条の 2 に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針」（令和 5 年 2 月 28 日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。）に基づき、学部等の設置その他組織の変更に関する助成金の交付を行うことにより、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進し、もって我が国社会の発展に寄与することが求められている。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

6 大学・高専成長分野転換支援

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成 15 年法律第 114 号）第 16 条の 4 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、基本指針に即して助成業務の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、基本指針及び実施方針に基づき、大学等に対して、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野の学部等の設置その他組織の変更に必要な資金に充てるための助成金の交付等を行う。

【評価指標】

6 助成金の交付の実施状況（公募・審査状況、実施件数等を参考に判断）

【目標水準の考え方】

6 基本指針及び実施方針に基づき、助成金の交付を適切に行ったか、公募の実施状況、申請件数、交付件数、交付の審査状況等を参考に判断する。

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期計画（令和 5 年 3 月 6 日文部科学大臣認可）（抄）

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

6 大学・高専成長分野転換支援

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成 15 年法律第 114 号）第 16 条の 4 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条の 2 に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針」（令和 5 年 2 月 28 日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。）に即して助成業務の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、基本指針及び実施方針に基づき、大学等に対して、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野の学部等の設置その他組織の変更に必要な資金に充てるための助成金の交付等を行う。

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 業務方法書（平成 16 年 4 月 1 日制定（一部変更）令和 5 年 3 月 7 日）（抄）

（大学・高専成長分野転換支援）

第 13 条の 2 機構は、機構法第 16 条の 2 第 1 項に規定する基本指針及び同法第 16 条の 3 第 1 項に規定する実施方針に基づいて、大学若しくは高等専門学校を設置者又はこれらを設置しようとする者に対し、学部等の設置その他組織の変更に必要な資金に充てるための助成金を交付する。

2 機構は、前項に定める業務に附帯する業務を行う。

3 機構は、前 2 項に定めるもののほか、前 2 項の大学・高専成長分野転換支援業務に関し必要な事項については、別に定める。

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の年度計画（令和 4 年度）（令和 5 年 3 月 6 日届出）（抄）

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

6 大学・高専成長分野転換支援

（1）基金の設置

国から交付される補助金をもって、助成業務に要する費用に充てるための基金を設け、あわせて、適切な運用を行うための体制を整備する。

（2）助成金の交付準備

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条の 2 に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針（令和 5 年 2 月 28 日文部科学大臣決定）に即して助成業務の実施に必要な関係規則等を制定する。

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の年度計画（令和５年度）（令和５年３月
28日届出）（抄）

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
にとるべき措置

6 大学・高専成長分野転換支援

（１）実施体制の整備

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条の2に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針（令和５年２月28日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。）及び助成業務の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）に基づき、外部の有識者から構成される委員会の設置など、助成事業の適切な実施体制を整備する。あわせて、交付対象となった大学及び高等専門学校における取組の実施状況の把握のための検討を行う。

（２）助成金の交付

基本指針及び実施方針等に基づき、大学及び高等専門学校に対して助成事業の公募を行うとともに、遅滞なく審査の上、選定した大学及び高等専門学校に助成金を交付する。また、交付結果についてはウェブサイトで公表する。

（３）大学等への情報提供

選定された大学及び高等専門学校による意見交換や情報交換の機会を提供する会議を開催し、当該大学等の相互の連携等の促進を図る。その際、当該大学等における計画の実現に向けて、情報提供や助言を行う。